

兵庫県公報

平成19年 2月28日

第3号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

○公有財産規則の一部を改正する規則（財産管理室）…………… 1

公布された法令のあらまし

●公有財産規則の一部を改正する規則（規則第9号）

地方自治法の一部改正により、吏員制度が廃止されること、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定することができる範囲が拡大されること及び信託できる普通財産の範囲が拡大されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

第12条第1項中「及び第8号」を削り、「物件」の右に「又は権利を、「同じ。）」の右に「及び同項第8号に掲げる公有財産（不動産の信託の受益権に限る。）」を加える。

第48条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第58条の見出し中「地上権」を「地上権等」に改め、同条第1項中「第238条の4第2項」を「第238条の4第2項第5号」に改め、「場合」の右に「又は同項第6号の規定により行政財産である土地に地役権を設定する場合」を加える。

第59条の見出し中「地上権」を「地上権等」に改め、同条第1項中「地上権」の右に「又は地役権（以下「地上権等」という。）」を加え、同条第2項中「地上権」を「地上権等」に改める。

第60条中「地上権を」を「地上権等を」に、「第238条の4第2項」を「第238条の4第2項から第5項まで」に改め、「である土地」を削り、「これに地上権」を「行政財産である土地に地上権等」に改める。

第65条第6号中「第238条の5第3項」を「第238条の5第4項」に改める。

第68条第1項中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第76条第9号中「不動産」を「財産」に、「取得」を「不動産の信託の受益権については取得」に改め、「評定価格」の右に「、有価証券の信託の受益権については当該有価証券の額面金額」を加える。

第86条第1項第4号中「第7号」を「第8号」に改め、「もの」の右に「（同項第8号に掲げるものにあつては、不動産の信託の受益権を除く。）」を加える。

別表第1 不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

別表第2中 「土地」 「土地」
立竹木 立竹木
建物を建物に、「不動産」を「財産」に改める。
工作物 工作物
「工作物」 「有価証券」

様式第6号及び様式第9号中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は同年4月1日から、第12条第1項、第65条第6号、第76条第9号、第86条第1項第4号、別表第1及び別表第2の改正規定は公布の日から施行する。